

令和6年度保健師中央会議
行政説明 資料8

「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築について」

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
地域共生社会推進室

なぜ地域共生社会の実現を目指すのか

<いま起こっていること>

- 世帯構造の変容
- 共同体機能の脆弱化
- 人口減による担い手不足

<対応できていないニーズ>

- 世帯の複合課題
 - ✓ 本人又は世帯の課題が複合（8050、ダブルケア等）
- 制度の狭間
 - ✓ 制度の対象外、基準外、一時的なケース。
- 自ら相談に行く力がない
 - ✓ 頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難。社会的孤立・排除
 - ✓ 周囲が気づいていても対応が分からない、見て見ぬ振り
 - ✓ 「貧困」「生活困窮」が絡むケースも多い

なぜ地域共生社会の実現を目指すのか

社会構造の変化、支援ニーズの複雑化・複合化には、従来型の社会保障だけでは対応できない

これまでの制度、分野の壁を超えていくことが必要

✓ 「縦割り」という関係を超える

- ・ 制度の狭間の問題に対応
- ・ 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・ 1 機関、1 個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

✓ 「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・ 一方向から双方向の関係性へ
- ・ 支える側、支えられる側という固定化された関係から、支え合う関係性へ

✓ 「世代や分野」を超える

- ・ 世代を問わない対応
- ・ 福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える
(例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業 etc...)

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定。（法第106条の3）
 - （※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施

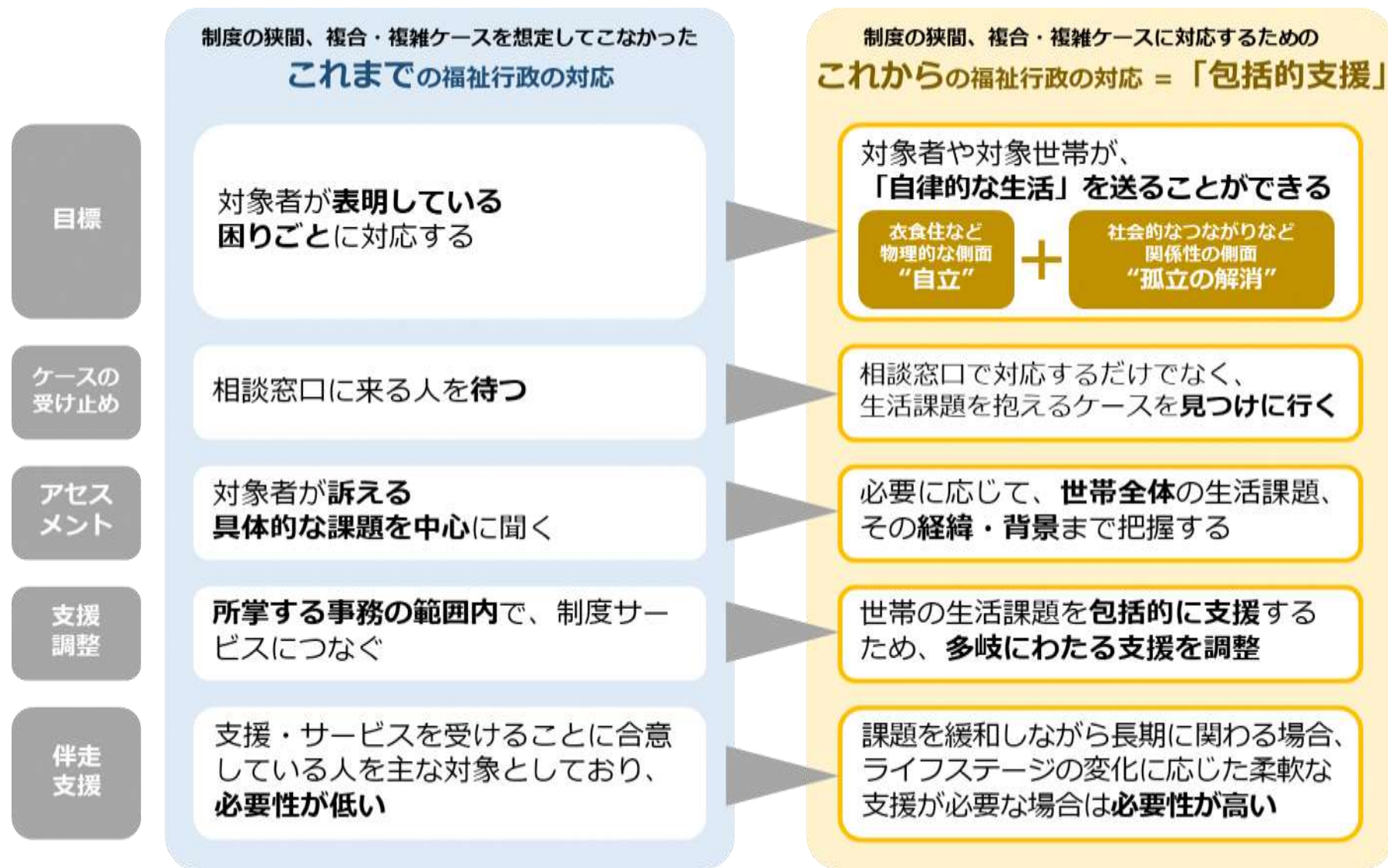
地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置。
 - 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。
<最終とりまとめで示された方向性>
 - 本人・世帯が有する複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。
 - I 断らない相談支援** **II 参加支援** **III 地域づくりに向けた支援**
- （※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）
世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など） 等

令和2年社会福祉法改正

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「**重層的支援体制整備事業**」を創設し、その財政支援等を規定
- 同改正法の**附則において、法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。**

これから求められる「包括的支援」



対人支援(個別支援)において求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- ▶ 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- ▶ それぞれの属性や課題に対応するための支援（現金・現物給付）を重視することが多い
- ▶ 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効



つながり続けることを目指すアプローチ

- ▶ 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- ▶ 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援（手続的給付）を重視
- ▶ 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進

(第4条 第2項)

地域生活課題の把握、連携
による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

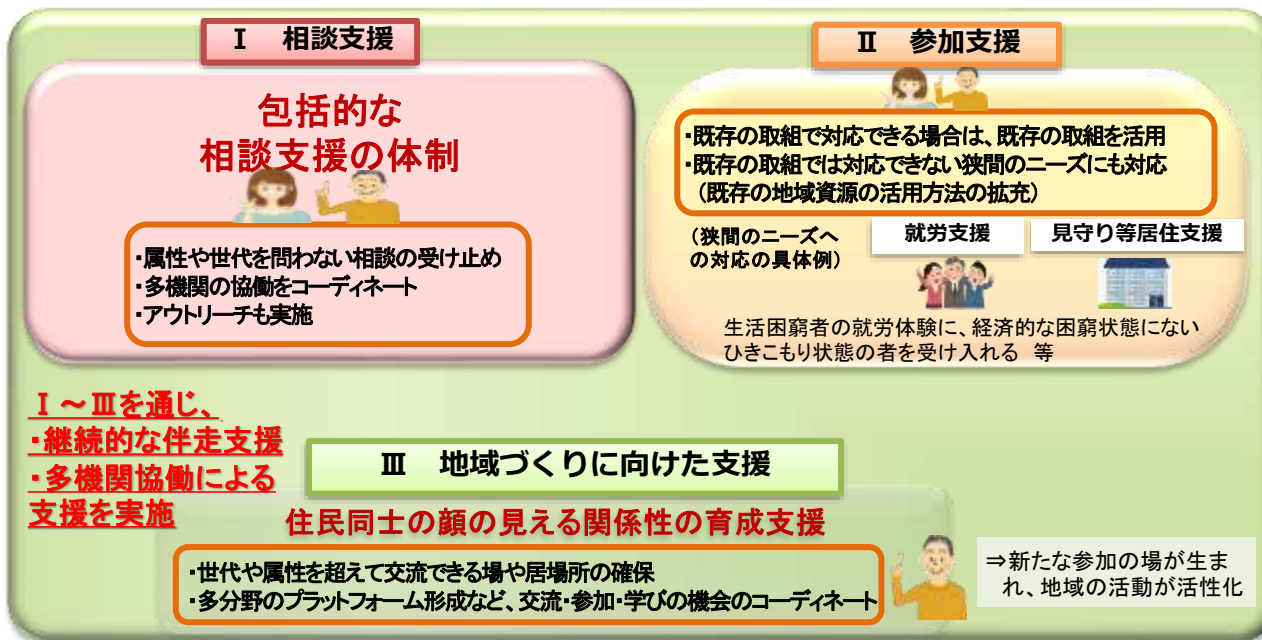
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

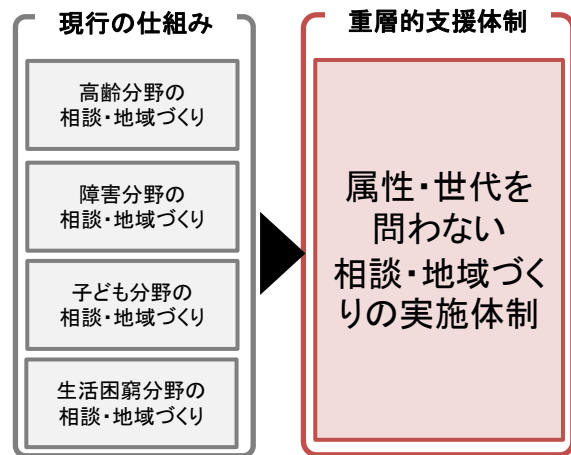
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**。
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数・・・令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

重層的支援体制整備事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う**。



令和6年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R5.10時点）①

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
北海道	小樽市	福島県	福島市	千葉県	市川市	神奈川県	鎌倉市	長野県	長野市
	旭川市		郡山市		船橋市		藤沢市		松本市
	登別市		須賀川市		木更津市		小田原市		岡谷市
	七飯町		川俣町		松戸市		茅ヶ崎市		飯田市
	京極町	茨城県	土浦市		野田市		伊那市		
	妹背牛町		古河市		柏市		駒ヶ根市		
	鷹栖町		那珂市		市原市		駒ヶ根市		
	津別町		東海村		流山市	厚木市	下諏訪町		
	厚真町	栃木県	宇都宮市		君津市	新潟県	新潟市		原村
	音更町		栃木市		浦安市	柏崎市	松川町		
	鹿追町		那須塩原市		袖ヶ浦市	村上市	飯綱町		
	大樹町		さくら市	香取市	関川村	岐阜県	岐阜市		
	広尾町		那須烏山市	中央区	富山市		大垣市		
碓別町	下野市		墨田区	高岡市	関市				
青森県	鱒ヶ沢町		市貝町	目黒区	氷見市		恵那市		
	藤崎町		壬生町	大田区	南砺市		美濃加茂市		
	大鰐町	野木町	世田谷区	射水市	海津市				
	田舎館村	高根沢町	渋谷区	舟橋村	静岡県	静岡市			
	板柳町	那珂川町	中野区	金沢市		浜松市			
岩手県	盛岡市	群馬県	太田市	小松市		熱海市			
	遠野市		館林市	能美市		富士宮市			
	釜石市		みどり市	福井市		富士市			
	矢巾町		上野村	敦賀市		伊豆市			
	岩泉町		みなかみ町	鯖江市		伊豆の国市			
宮城県	仙台市	埼玉県	玉村町	あわら市		函南町			
	涌谷町		川越市	越前市		長泉町			
	能代市		川口市	坂井市		小山町			
	大館市		行田市	美浜町	山梨県	山梨市			
	湯沢市		狭山市	甲州市					
	鹿角市		草加市	国分寺市					
	由利本荘市		越谷市	国立市					
	大仙市		桶川市	狛江市					
	にかほ市		北本市	多摩市					
	井川町		ふじみ野市	稲城市					
大潟村	川島町	西東京市							
山形県	山形市	鳩山町							
	天童市								

令和6年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R5.10時点）②

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
愛知県	名古屋市	滋賀県	彦根市	兵庫県	姫路市	岡山県	岡山市	福岡県	福岡市	大分県	大分市
	豊橋市		長浜市		尼崎市		総社市		大牟田市		中津市
	岡崎市		近江八幡市		明石市		美作市		久留米市		臼杵市
	一宮市		草津市		芦屋市		西粟倉村		八女市		津久見市
	半田市		守山市		伊丹市		広島市		大川市		竹田市
	春日井市		栗東市		川西市		呉市		小都市		杵築市
	豊川市		甲賀市		養父市		竹原市		古賀市		宇佐市
	豊田市		野洲市		加東市		三原市		うきは市		九重町
	犬山市		湖南省		奈良市		尾道市		糸島市		玖珠町
	稲沢市		高島市		桜井市		福山市		岡垣町		宮崎県
	新城市		東近江市	宇陀市	大竹市	大刀洗町	延岡市				
	東海市		米原市	三郷町	東広島市	佐賀県	佐賀市	小林市			
	大府市		竜王町	田原本町	廿日市市		長崎県	長崎市	日向市		
	知多市		京都市	高取町	海田町	熊本県		五島市	三股町		
	岩倉市	亀岡市	王寺町	坂町	鹿児島県		山鹿市	都農町			
	豊明市	長岡京市	吉野町	宇部市			菊池市	門川町			
	日進市	精華町	大淀町	山口市			合志市	鹿児島市			
	田原市	堺市	川上村	長門市			大津町	鹿屋市			
	みよし市	豊中市	和歌山市	周南市			菊陽町	中種子町			
	長久手市	高槻市	橋本市	徳島県			小松島市	大和村			
阿久比町	貝塚市	鳥取市	香川県				高松市	和泊町			
東浦町	枚方市	米子市		さぬき市			愛媛県	高知県	高知市		
美浜町	茨木市	倉吉市	綾川町	宇和島市					安芸市		
武豊町	八尾市	智頭町	琴平町			愛南町	四万十市				
三重県	四日市市	富田林市	八頭町	高知県	本山町						
	伊勢市	河内長野市	湯梨浜町		いの町						
	松阪市	箕面市	琴浦町	中土佐町							
	桑名市	柏原市	北栄町	黒潮町							
	鈴鹿市	高石市	江府町	島根県	松江市						
	名張市	東大阪市	大田市		出雲市						
	亀山市	交野市	江津市		美郷町						
	鳥羽市	大阪狭山市	美郷町		吉賀町						
	いなべ市	阪南市	吉賀町								
	志摩市	熊取町									
	伊賀市	太子町									
	御浜町										

346自治体

地域共生社会の在り方検討会議 概要

①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	松田 妙子	特定非営利活動法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
		(座長) 宮本 太郎	中央大学法学部教授

④今後のスケジュール（予定）

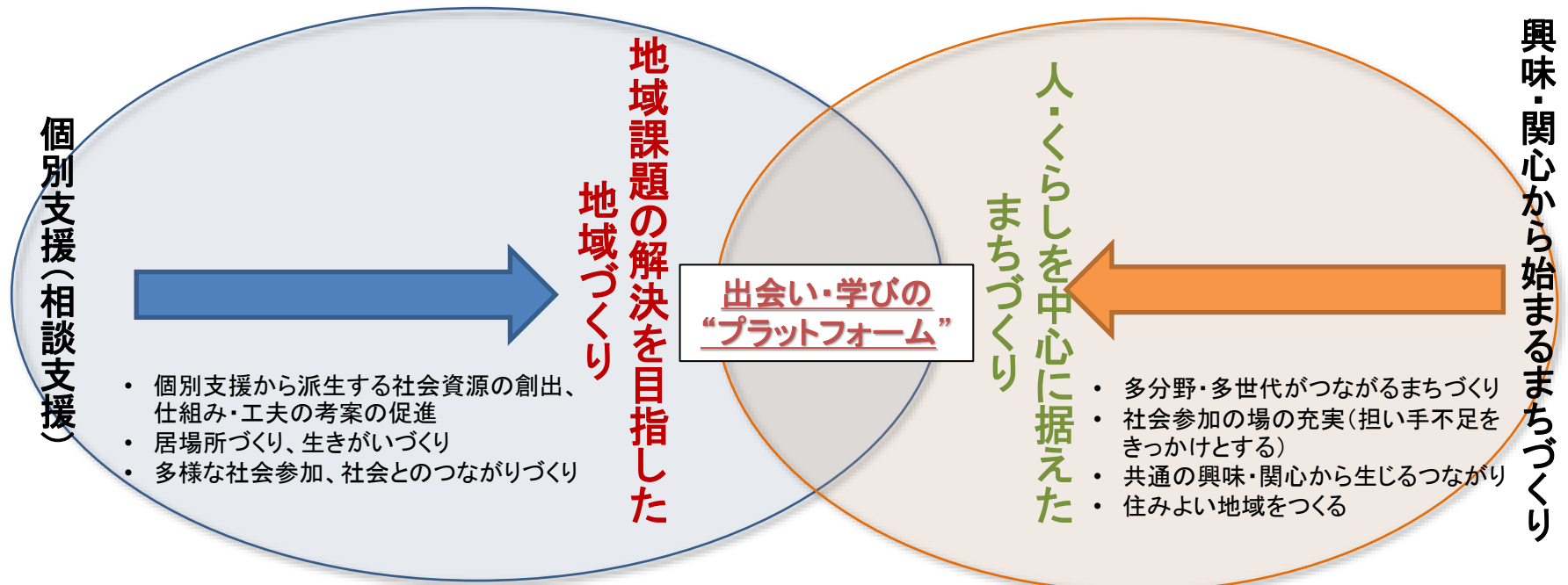
- 令和6年6月27日：第1回、令和6年度末：中間的な論点整理
令和7年夏目途：取りまとめ（令和7年夏以降：関係審議会で議論）

多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“暮らし”が関心の中心となったときに、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



事例① 宮崎県三股町

みんなで考えよう！

社会問題 井戸端会議

セッション 01 KIMAMA PRODUCTS

シャカイモンダイドバタカイギ

みんなで考えたい！



キマママなものづくりと働き方を考える。

- ① 雇用システムになじめない人って？
- ② キマママなものづくりの可能性って？
- ③ 地域のプロダクトのアイデアを出そう！

handsup!

会議中、買収タイム以外の時もスマホで質問をすることができます。気になることやご意見などどんどん書き込んでみてください。

右のQRコードを読み込み、入室してください。もしくは、handsup!のwebページに暗証番号「6444」を入力し入室してください。
<https://handsup.cloud/>

QRコードをスマホから読み込み、入室してください。もしくは、暗証番号「6444」を入力し入室してください。

communitydesignlab community.designlab



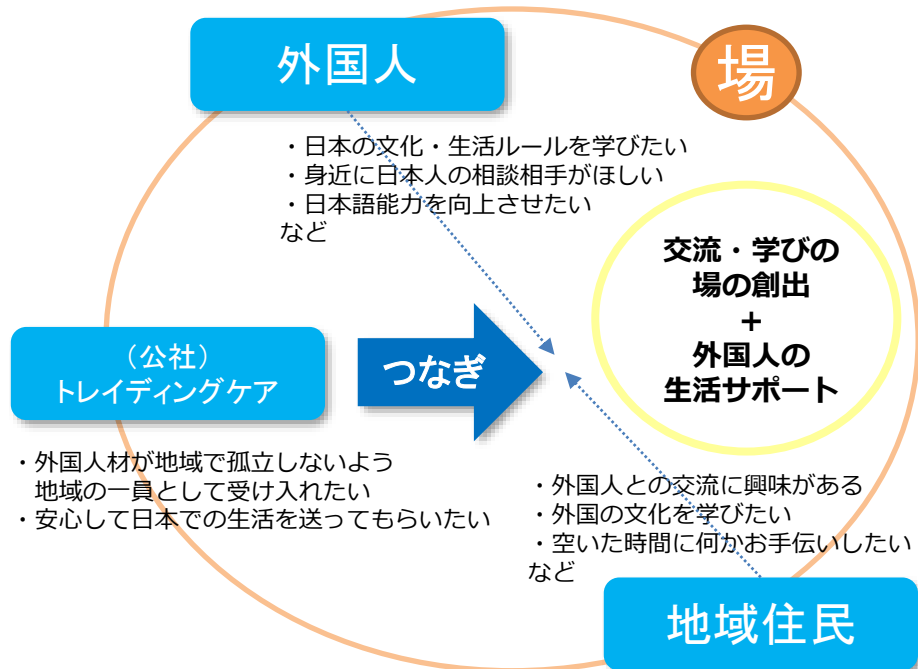
- 社会問題井戸端会議：一つひとつの困りごとを大切に、課題を共有する場
- キマママプロダクツ：地域住民の「気になる」・「やってみたいけど自信がない」という気持ちを後押し
 - ・ 廃材を活かす
 - ・ 雇用システムになじめない方々と一緒に働く
 - ・ ブランドとして売り出す

事例② 愛知県高浜市

- 高浜市では、公益社団法人 트레이ディングケアと多文化共生の協定を締結している。トレーディングケアでは、日本の生活に不慣れな外国人（技能実習生）が地域で孤立しないよう地域の一員として受け入れ、安心して日本での生活を送ってもらおうと、ベルギーのメヘレン市での移民を受け入れる取組からヒントを得た「バディ（相棒）」という仕組みを導入し、外国人と地域住民をつないでいる。
- 一見、外国人材を支援するための制度のように見えるが、多様性に富んでいく日本社会を見据え、次世代を担う子どもたちが、小さなうちから様々な外国の方たちと交流することは、子どもたちにとっても、日本の未来にとっても重要であり、「地域に住む外国の方を支援することにより、お互いにとって住みよい街にする」ことを目的としている。

バディは、未就学児から90歳代まで幅広い年代層の地域住民が担っている。サポート方法は自由であり、自分のできることをサポートし、互いの空いた時間に交流を深めている。

バディ・バディファミリーは、食事、買い物、ごみ出し、夜の騒音、トイレ、お風呂、病院のかかり方・薬の購入、交通ルールと移動手段、地域の行事など、**外国人に日本の生活を伝え支援する“サポーター”であると同時に、希薄になりつつある地域社会のつながりを活性化させる“触媒”の役割も担っている**



事例③ 千葉県松戸市

参加支援「まつどDEつながるステーション」の創出について（令和3年度）

～ 多世代まるごとの居場所づくり ～

1 まつどDEつながるステーション創出の目的

市民の誰もが参加でき、ゆるやかなつながり(人や地域と関わるきっかけ)を持つことにより地域の中での孤立を防止し、社会とのつながりを作ります。

2 まつどDEつながるステーションとは

地域の方が担い手となり、誰もが参加ができ、市や地域の情報が得られるところ。

3 まつどDEつながるステーションの創出方針

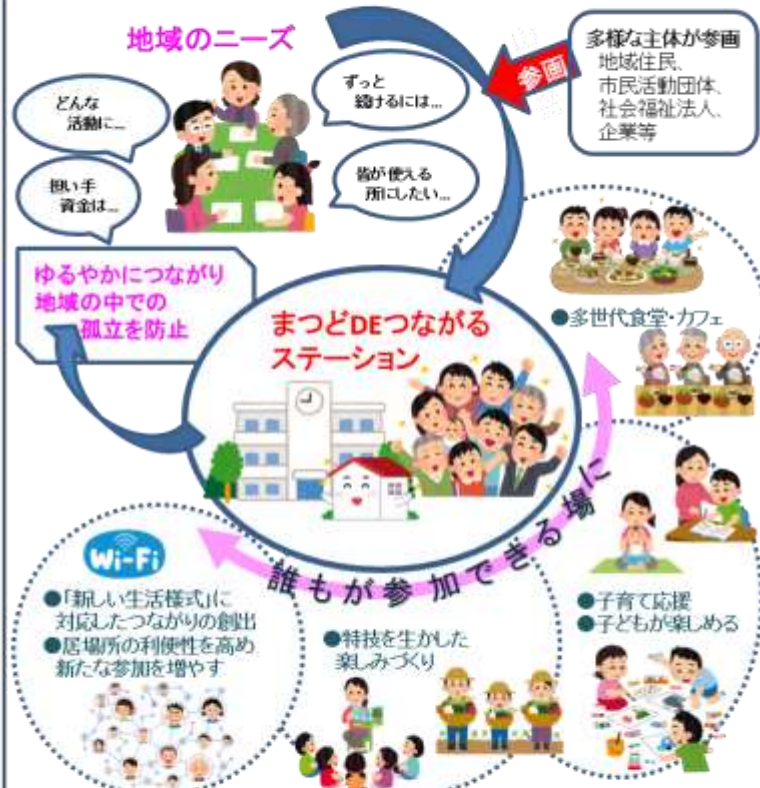
市内15地区に多様な主体(地域住民、市民活動団体、社会福祉法人、企業等)が参画する実行委員会を立ち上げ、各支援の狭間の人も参加できる地域の居場所づくりを検討し、全体会議の承認を得て各地区にステーションを1か所以上創出します。

4 まつどDEつながるステーションへの支援

全体会議で承認された、各地区の計画案(内容、費用)に基づいた経費を支援します。

例:場所使用料、活動費等

5 まつどDEつながるステーションのイメージ図



- 多世代食堂やカフェなど多様な活動を取り入れ誰もが参加できるステーションを創出します(各地区1か所以上)。
- 市や地域の情報が得られることにより居場所の利便性を高め、新たな利用者の創出につなげます。
- 地域住民、地域活動団体、町会・自治会連合会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、まつどNPO協議会等と協働し、地域共生社会を目指した地域づくりを推進します。

5

【状況】

- 全体会議：市全体の居場所づくりの方針を俯瞰的に検討する場
- 実行委員会：15圏域において、ステーションの内容を決めていく。多様な主体が参画する。
- 新たな相談の発見機能、他の居場所へのつなぎの機能もある

【出所】令和3年度 重層的支援体制整備事業人材養成研修
松戸市の資料をもとに厚生労働省作成

それぞれの市町村においてどのようにデザインするか



地域の実情が異なり、単にコピーすることは非現実的

先行事例の
デザイン

コピー



「取り組みやすい」という
視点だけでは不十分



地域における課題を捉え、
地域の実情を踏まえた
現実的なデザインを検討

1. 地域課題の把握

地域デザインを開始する段階で、以下のアセスメントをしっかり行う。

- ✓ 地域の対象者の状況（「生きづらさ」の現状）
- ✓ 支援団体や支援機関が抱える課題（「支援のしづらさ」の現状）

特に課題が重層化している対象者を
支援するにあたっての制度や仕組みの
課題をとらえる

2. 資源の実情を踏まえ、デザインを検討

- 課題の焦点が定まったら、その地域の資源の実情を踏まえて現実的な具体策として重層的支援体制整備事業のデザインを検討。
- その上で、本事業の様々なツール、財源を自由に組み合わせ全体をデザインする。

包括的な支援体制の整備に向けて

- 「“我がまち”でどのような包括的な体制を整備していくか」を検討する際には、我がまちで何ができているか、どんな社会資源があるのかを踏まえて、関係者間で議論を積み重ねる過程が重要

これまでも包括的な支援体制の整備に向けた取組は、様々な主体で、様々な形態で行われてきた

- 全く新たな取組を別々に行うのではなく、
 - ① いま「やっていること」、「できていること」を持ちより
 - ② それらを、広げたり、重ねたり、かけ合わせたり、して、できることを、みんなで考えていく

重層的支援体制整備事業は、そういったさまざまな分野や主体が連携しやすくなるための共有して使ってもらえるツールとして、活用いただきたい

地域共生社会を考えるコラム

記事はこちらよりご覧ください



🔍 厚生労働省 note

2023年4～6月に短期集中連載。地域共生社会の事例など合計6本の記事を公開中
気に入っていただけたら、ぜひスキ❤️を押してください！

厚生労働省noteとは？

厚生労働省では、広報改革の一環として、自分たちの言葉で直接情報を届けることで国民に身近な存在として感じてもらい、信頼につなげるための“顔の見える広報”に取り組んでいます。noteでは、これまで裏方に徹していた厚生労働省職員があえて「ひとりの担当者」として登場し、政策や職員の思いを伝えます。